

※ 旧AIU損害保険株式会社のプレスリリースになります。

ABPR160002

## プレスリリース

2016年3月24日

AIU損害保険株式会社

専門分野の医師が在籍する医療機関への受診を手配・紹介するサービスを開始  
～既存商品の加入者も対象に、「受診手配・紹介サービス」～

AIU損害保険株式会社(代表取締役社長兼 CEO 小関誠、以下AIU)は、2016年4月1日より、総合事業者保険、業務災害総合保険、メディカル総合保険、終身医療保険の商品付帯サービスとして「受診手配・紹介サービス」を開始します。本サービスは、2001年の導入以降、毎年1,000件以上の利用実績がある「セカンドオピニオンサービス」を上記の保険商品\*1において拡充するもので、専門医が在籍する医療機関への受診手配や紹介を追加した新サービスとなります。

新サービス「受診手配・紹介サービス」は、主治医のもとでは対応できない治療法や手術方法を主治医が必要と判断し、お客さま(患者ご本人)がその内容を希望した場合に提供するサービスです。お電話でご相談いただければ、専任のスタッフが専門医による受診が可能な提携先の医療機関との調整を無償でサポートします。専門分野の医師が在籍する提携先の医療機関での受入・治療が可能な場合に、受診の手配や紹介が可能となります。医療技術が日々進歩する中、本サービスの導入によって、お客さまの病状やその治療法に適した医療機関での治療の実現をサポートします。

「受診手配・紹介サービス」は、電話による健康相談のほか、医療関連サービスおよびEAP(従業員支援制度)関連サービスのリーディングカンパニーであるティーベック株式会社\*2が提供する保険商品付帯サービスです。本サービス開始に当たり、同社は全国で24の医療機関と提携しており、今後も提携医療機関は拡大していく予定です。

(受診手配・紹介サービスを受ける際の主な条件)

- ・ 主治医のもとでは対応できない治療法や手術方法を主治医が必要であると判断した場合
- ・ お客さま(患者ご本人)が当サービスの内容を理解し、希望している
- ・ 手配先の医療機関に、その専門分野の医師が在籍し、患者の受入・治療が可能な場合
- ・ お客さま(患者ご本人)が手配先の医療機関での受診を了承している
- ・ 主治医側も納得し、紹介状(診療情報提供書)を準備できる
- ・ 原則、三大疾病(悪性新生物(がん)・脳血管疾患・心疾患)が対象

本サービスの同一病名でのご利用は1回のみとなり、受診にかかる費用はお客さまのご負担となります。

\*1 商品によっては特定の特約を付加している場合に、新サービスの自動付帯の対象となります。

\*2 ティーベック株式会社(代表取締役社長 砂原健市)はAIGのグループ会社です。

同社は24時間・年中無休体制の健康・医療相談、各種研修やEAP関連などのサービスを提供しています。

最終更新日:2016/03/24 CO-00086P

© AIG, Inc.